報 道 発 表 資 料
令和８年６月３日(水)

豊橋技術科学大学「IRES²」を核に半導体関連産業集積へ
半導体関連事業の立ち上げから立地までを後押し！

豊橋市は、豊橋技術科学大学が有する**次世代半導体・センサ科学研究所「IRES²(アイリス)」**を活かし、半導体関連分野への参入から事業開発、新規立地までを一貫して後押しするため、「半導体関連事業創出支援補助金」の創設と「企業立地促進奨励金」の拡充をいたしました。

これにより、IRES² における研究・開発を起点として、豊橋市への半導体関連産業の集積を目指します。

◇ポイント
参入可能性の検討から工場等の新規立地まで、段階的にご活用いただけます！

＜補助メニューの内容＞

新設　半導体関連事業創出支援補助金（令和８年４月施行）

半導体関連事業 参入検討	半導体関連事業 **参入補助** 対象 ： 市内事業者	講座受講、IRES²の利用 最大 50 万円 （補助率 1/2）
半導体関連事業 事業開発	半導体関連事業 **開発補助** 対象 ： 市内・市外事業者 （中堅又は中小企業）	IRES²への入居、事業開発 市内事業者 最大 570 万円※（補助率 3/4） 市外事業者 最大 420 万円※（補助率 1/2）

※開発費＋IRES² オープンラボ棟入居費 6 か月分

拡充　企業立地促進奨励金（令和８年 10 月施行）

半導体関連産業 立地促進	工場・研究開発施設 **立地支援** 対象 ： 市内・市外事業者	土地・家屋・設備・雇用 最大 8 億円 ※取得費用等を一部支援 ※固定資産税等相当額を一定期間支援

対象者や要件等の詳細は、添付のチラシよりご確認ください。

問合先
半導体関連事業創出支援補助金
地域イノベーション推進室　室長補佐　小野（電話 0532-51-3155）
企業立地促進奨励金
産業政策課　課長補佐　田中（電話 0532-51-2641）

愛知県豊橋市

半導体関連事業の立ち上げ・開発を後押し！

補助金と奨励金のご案内

市内外事業者等の

参入可能性の検討、研究開発、

工場等の新規立地 など段階的にご活用いただけます。

STEP 1

・講座受講
・IRES²の利用

半導体関連事業 参入補助

最大50万円

対象：市内事業者

STEP 2

・IRES²入居
・事業開発

半導体関連事業 開発補助

最大570万円※1

※1 開発費＋入居費

対象：市内・市外事業者

STEP 3

工場・研究開発施設の立地

企業立地 促進奨励金

土地・家屋・設備・雇用

最大8億円

対象：市内・市外事業者

IRES²

次世代半導体・センサ科学研究所（通称：IRES²（アイリス））とは

国立大学法人豊橋技術科学大学が有する、半導体の設計から試作、評価までを一気通貫で実施できる研究施設です。
半導体・センサ・MEMSデバイス技術開発と農業・ロボティクス・ライフサイエンス分野との異分野融合研究を推進しています。

詳しくはこちら

設計から評価まで対応できる環境が整っているため、自社の関心領域に応じて開発可能です！

対象者や要件等の詳細は裏面でご確認ください。

STEP1/STEP2
半導体関連事業創出支援補助金

詳細は
右記二次元コードより
ご覧ください

補助メニュー		STEP1 半導体関連事業参入補助	STEP2 半導体関連事業開発補助	
目的		市内事業者の半導体関連事業への参入を促進	本市発の半導体関連事業の創出を促進	
補助対象者		市内事業者	市内事業者	市外事業者
			中堅企業 または 中小企業	
要件	審査	半導体関連事業への参入を検討する意向があること	以下の要件をどちらも満たすこと ・IRES^{2}オープンラボ棟(個室、コワーキング)に入居すること ・IRES^{2}を活用して事業開発を行うこと	
	拠点	ー	ー	事業期間内に「法人等の設立等異動申告書」を本市に提出すること
開発費上限金額 (補助率)		50万円 (1/2以内)	450万円 (3/4以内)	300万円 (1/2以内)
入居費 ※2 上限金額		ー	120万円(6か月分)	120万円(6か月分)
対象経費		・講座受講費(IRES^{2}が主催するもの) ・謝金(技術相談) ・施設利用費(IRES^2 LSI工場)	・施設利用費(IRES^2 LSI工場) ・開発に係る人件費 ・通信運搬費 ・外注費 ・資料購入費 ・謝金 ・機械装置等導入費 ・部材費 ・委託費 ・マーケティング調査費 ・旅費 ・消耗品費 ※2 借料(IRES^{2}オープンラボ棟入居費6か月分)	

STEP3
企業立地促進奨励金

詳細は
右記二次元コードより
ご覧ください

目的			半導体関連産業に係る工場等や研究開発施設の市内への立地を推進
補助対象者			事業者・中小企業団体
補助内容	立地奨励金	要件	立地した施設が固定資産税の課税対象となり、取得した土地・家屋・償却資産の固定資産税評価額の合計が2億4千万円(中堅・中小企業は6千万円)以上であること。用地の借受けや既存用地への増設の場合は1億2千万円(中堅・中小企業の場合は3千万円)以上であること。
		金額	土地・家屋の固定資産税及び都市計画税相当額5年間分と償却資産の固定資産税相当額3年間分 (既存用地への増設の場合は単年度上限5千万円で3年間分)
			家屋・償却資産の固定資産税評価額の20%(上限3億円) ※3　※3 既存用地への増設の場合は対象外
			工場等:土地取得費用の15%(上限3億円) ※4 研究開発施設:土地取得費用の20%(上限4億円) ※4　※4 指定の区域に立地した場合のみ対象
	事業促進奨励金	要件	立地した施設が事業所税の課税対象となること
		金額	資産割・従業者割に係る事業所税相当額5年間分(既存用地への増設の場合は資産割に係る事業所税相当額)
	雇用促進奨励金	要件	立地奨励金の交付対象者であり、新規雇用者・転勤者を20人(中堅・中小企業は5人)以上雇用すること
		金額	新規雇用者・転勤者　1人につき40万円(上限4千万円) 転入児童　1人につき10万円(上限2千万円)
	環境推進奨励金	要件	立地奨励金の交付対象者であり、一定規模以上の環境施設を設置すること
		金額	太陽光発電施設　設置経費の1/3(上限1,500万円) 雨水活用施設　設置経費の1/3(上限1,500万円) 緑地　設置経費の1/2(上限1,000万円)

豊橋市
〒440-8501　愛知県豊橋市今橋町1番地

STEP1・2
地域イノベーション推進室
TEL：0532-51-2440
E-mail：chiiki-innova@city.toyohashi.lg.jp

STEP3
産業政策課　企業誘致グループ
TEL：0532-51-2640
E-mail：sangyoseisaku@city.toyohashi.lg.jp

2026年4月作成